

私の父は銀行マンで、地域の行事に参加することもありませんでした。昭和三十年代のある日、その父が単身赴任先から正月休みのために帰ってきた時、兄と私に「頭(当)屋に当たつてゐるから、元旦にはお勤めをしなければならない」と話し、私たちを驚かせた。お勤めとは、除夜の鐘が鳴る前から地元のお宮さん(神社)に籠もり、初詣に訪れた村人たちから新年の挨拶を受け、初詣の村人たちに御神酒を振舞ひ、お菓子や蜜柑を配るといふものであった。

少年期のこの体験は、多くのことを私に教えてくれた。輪番制であったとはいへ、ムラ行事とは縁遠い父がなぜこの行事に参加するの?となつた。

たのか、この当時の人々にとってお富さん(神社)信仰がそれほど身近に奥深く(身体)に刻まれてゐたのであらうか、と。さういへば、家族揃って初詣のためにお宮さんに出かけるのは、欠かすことがない行事であった。

秋祭りの踊りと太鼓の練習のため、早朝に一ヶ月以上も通つたことがあった。この練習も各家が順番に担当した。幼少期から少年期の地域の子供たちが全員参加した。練習は年齢に応じてその内容が異なつてゐたが、練習が終ると当番の家から握り飯や団子などが振舞はれた。これが楽しんでいた。

民俗学を勉強するやうになると、故郷(徳島県板野郡松茂町)にも、頭屋制の慣行が伝承されてゐたことを理解した。それがくれば、幼少の頃、

準備や執行などが順番に廻る頭屋制は、「家」を単位としてるものであつても、そこには式的平等性の原理が貫かれてゐるに考へるやうになつた。

明治三年に半原藩(旧岡部藩・現愛知県)の同ひで「村役方鎮守ト相唱、是迄別段社務ノ者モ無之」祭事等ハ、村方ニテ取来來候処……」とこれを容認するかどうかを太政官(弁官)宛てに問ひ合はせられたときにも、昔の体验が甦つた。ムラの田で神事等のたどり、神祇節斎見として

氏子の平等性

森 謙二



こ も れ び

明治三年に半原藩(旧岡部藩・現愛知県)の同ひで「村役方鎮守ト相唱、是迄別段社務ノ者モ無之」祭事等ハ、村方ニテ取来來候処……」とこれを容認するかどうかを太政官(弁官)宛てに問ひ合はせられたときにも、昔の体验が

もり・けんじ 茨城キリスト教大学名誉教授



等を前提とした近代天皇制国家の理意の下では、国民として氐子は平等でなければならぬと考へた。それが官座廢が地域の神事を交代で担当するのじを容認した。むつとも、あまり知られてゐないが、明治四年に大阪府や佐賀県では「官座廢止令」が布告された。官座は氐子を本座や臨座等に区分するものであり、四民平等の原則は貫かれていた。しかし、歴史的にその形が変化したとほく「お宮」信仰のなかの氐子の平等性の原則は貫かれていたやうに思る。ここに「お宮」信仰の宗教としての普遍性を見たやうに思ふし、地域の「神」を共有するといふ人々の「絆」の淵源を見る思ひがした。

「百姓一代限神役為勤候義不苦」と回答があつた。つまり、村落レベルでは、年番神主の慣行を容認し、村人が地域の神事を交代で担当する理由であつた。

明治国家の展開の中で氐子は「家」を単位として所屬が決まり、年番神主制も廢れていた。しかし、歴史的にその形が変化したとほく「お宮」信仰のなかの氐子の平等性の原則は貫かれていたやうに思る。ここに「お宮」信仰の宗教としての普遍性を見たやうに思ふし、地域の「神」を共有するといふ人々の「絆」の淵源を見る思ひがした。